



# 宮 崎 県 公 報

令和3年5月31日 (月曜日) 第 209 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課) 1

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 3
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 3
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称及び所在地の変更…………… ( “ ) 3
- 保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 3
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 4

### 訓 令

○賠償等審査会規程の一部を改正する訓令…………… (会計課) 4

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
- 土地改良区の役員の住所変更の届出…………… ( “ ) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 5
- 入札公告…………… 5

### 公安委員会規則

○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則…………… 6

### 公安委員会告示

○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程…………… 8

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 11

## 規 則

宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第36号

#### 宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成18年宮崎県規則第66号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                            |  | 改正後                            |                    |
|--------------------------------|--|--------------------------------|--------------------|
| 別表第1 (第3条、第4条関係)               |  | 別表第1 (第3条、第4条関係)               |                    |
| 旅館業法施行条例 (昭和33年宮崎県条例第24号)      | 別表第3第12号18及び第13号   | 旅館業法施行条例 (昭和33年宮崎県条例第24号)      | 別表第3第12号(20)及び第13号 |
| [略]                            |  | [略]                            |                    |
| うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 (平成7年宮崎県条例第9号) | [略]  | うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 (平成7年宮崎県条例第9号) | [略]                |
| 食品衛生法施行条例 (平成12年宮崎県条例第18号)     | 別表第1の3の項の(11) (別表第1の2の3の項の(1)においてその基準とする場合を含む。)、4の項の(3)、7の項の(3) (別表第1の2の9の項においてその基準とする場合を含む。)、9の項の(1) (別表第1の2の11の項の(3)においてその基準とする場合を含む。)、(4)及び |                                |                    |

|   |   |   |                         |
|---|---|---|-------------------------|
|   | (5)並びに12の項(別表第1の2の14の項においてその基準とする場合を含む。)並びに別表第1の2の4の項の(2)及び11の項の(1)   |   |                         |
| [略]   |   | [略]   |                         |
| 公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)                     | 別表第2第2号18及び第3号1   | 公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)                     | 別表第2第2号(20)及び第3号(1)     |
| [略]   |   | [略]   |                         |
| 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年宮崎県規則第29号) | [略]   | 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年宮崎県規則第29号) | [略]                     |
| [略]   |   | 宮崎県食品衛生法施行条例施行規則(平成12年宮崎県規則第107号)             | 第3条第2項                  |
| [略]   |   | [略]   |                         |
| 別表第2(第3条、第4条関係)                               |   | 別表第2(第3条、第4条関係)                               |                         |
| 旅館業法施行条例                                      | 別表第3第12号16、19及び20   | 旅館業法施行条例                                      | 別表第3第12号(18)、(21)及び(22) |
| 公衆浴場法施行条例                                     | 別表第2第2号16、19及び20  | 公衆浴場法施行条例                                     | 別表第2第2号(18)、(21)及び(22)  |
| 別表第3(第5条、第6条関係)                               |   | 別表第3(第5条、第6条関係)                               |                         |
| [略]   |   | [略]   |                         |
| 宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)                   | [略]   | 宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)                   | [略]                     |
| 食品衛生法施行条例                                     | 別表第1の1の項の(2)、3の項の(5)及び(11)(別表第1の2の3の項の(1)においてその基準とする場合を含む。)、6の項の(1)、(12)イ及びウ並びに(13)、7の項の(6)(別表第1の2の9の項においてその基準とする場合を含む。)、9の項の(1)(別表第1の2の11の項の(3)においてその基準とする場合を含む。)、11の項の(1)(別表第1の2の13の項の(1)においてその基準とする場合を含む。)並びに12の項(別表第1の2の14の項においてその基準とする場合を含む。)並びに別表第1の2の3の項の(2)、5の項の(2)、7の項、8の項の(1)、(2)及び(3)並びに11の項の(1) |   |                         |
| [略]   |   | [略]   |                         |

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(旅館業法施行条例(昭和33年宮崎県条例第24号)の項及び公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)の項に係る部分に限る。)及び別表第2の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

## 告 示

## 宮崎県告示第 419号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 医師の氏名  | 従事する医療機関             |     | 診療科目       | 指定年月日    |
|--------|----------------------|-----|------------|----------|
|        | 名 称                  | 所在地 |            |          |
| 新名 克彦  | いにな鶴町クリニック           | 日向市 | 心臓血管外科     | 令和3年5月1日 |
| 谷口 昂也  | 宮崎県立日南病院             | 日南市 | 循環器内科      | 令和3年5月1日 |
| 夏田 朱一郎 | 宮永病院                 | 都城市 | 消化器内科、内科   | 令和3年5月1日 |
| 安藤 隆太  | 宮崎県立日南病院             | 日南市 | 内科         | 令和3年5月1日 |
| 板山 雄亮  | 藤元総合病院               | 都城市 | 消化器内科      | 令和3年5月1日 |
| 奥村 隆志  | 藤元総合病院               | 都城市 | 外科         | 令和3年5月1日 |
| 小森 宏之  | 独立行政法人国立病院機構都城医療センター | 都城市 | 外科         | 令和3年5月1日 |
| 森 悠平   | けいめい記念病院             | 国富町 | 内科         | 令和3年5月1日 |
| 吉田 崇志  | 藤元総合病院               | 都城市 | 神経内科       | 令和3年5月1日 |
| 小藺 雅哉  | 藤元総合病院               | 都城市 | 消化器内科      | 令和3年5月1日 |
| 佐藤 雅紀  | 藤元総合病院               | 都城市 | 脳神経外科      | 令和3年5月1日 |
| 坂元 顕久  | 藤元総合病院               | 都城市 | リハビリテーション科 | 令和3年5月1日 |
| 安藤 匡宏  | 藤元総合病院               | 都城市 | 神経内科       | 令和3年5月1日 |

|        |        |     |       |          |
|--------|--------|-----|-------|----------|
| 久保田 真吾 | 藤元総合病院 | 都城市 | 呼吸器内科 | 令和3年5月1日 |
|--------|--------|-----|-------|----------|

## 宮崎県告示第 420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称              | 所在地 | 所在地          |            | 変 更 年月日  |
|------------------|-----|--------------|------------|----------|
|                  |     | 変更前          | 変更後        |          |
| 訪問看護ステーションほほえみの園 | 都城市 | 都城市丸谷町4670番地 | 都城市上長飯町5-1 | 令和3年4月7日 |

## 宮崎県告示第 421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称                   | 所在地  | 名 称 所在地        |                       | 変 更 年月日   |
|-----------------------|------|----------------|-----------------------|-----------|
|                       |      | 変更前            | 変更後                   |           |
| ココロとカラダのリハビリステーションほのか | 宮崎市  | 訪問看護ステーションほのか  | ココロとカラダのリハビリステーションほのか | 令和3年4月1日  |
|                       |      | 宮崎市清武町岡二丁目6番地1 | 宮崎市清武町岡一丁目14番地4       |           |
| 訪問看護ステーションおうち生活応援団    | えびの市 | えびの市大字原田1781番地 | えびの市大字永山 943番地1       | 令和3年4月10日 |

## 宮崎県告示第 422号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見 61-1
- 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字相見61-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第423号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡高鍋町大字持田字家床4977-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字家床4977-2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに高鍋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年5月31日から同年6月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区間                              | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|------|---------------------------------|------|-------------|----------|
|      | 国道    | 218号 | 延岡市員の畑町2599番9地先から同市同町2677番5地先まで | 旧    | 10.1~18.1   | 141.1    |
|      |       |      |                                 | 新    | 10.1~18.1   | 141.1    |

宮崎県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年5月31日から同年6月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名  | 区間                              | 供用開始の期日   |
|------|-------|------|---------------------------------|-----------|
|      | 国道    | 218号 | 延岡市員の畑町2599番9地先から同市同町2677番5地先まで | 令和3年5月31日 |

訓 令

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第10号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
警 察 本 部  
労 働 委 員 会 事 務 局  
監 査 事 務 局  
県 議 会 事 務 局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程(平成19年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(審査会の庶務)</p> <p>第7条 審査会の庶務は、会計管理局会計課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第1条第1号に規定する事項のうち、<u>物品に関するもの</u> 会計管理局物品管理調達課</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第1条第2号に規定する事項のうち、<u>前2号に掲げる部局以外の部局に係るもの</u> 会計管理局物品管理調達課</p> | <p>(審査会の庶務)</p> <p>第7条 審査会の庶務は、会計管理局物品管理調達課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。</p> <p>(1) 第1条第1号に規定する事項のうち、<u>現金及び有価証券並びに地方自治法第243条の2の2第1項各号に掲げる行為に関するもの</u> 会計管理局会計課</p> <p>(2)・(3) [略]</p> |

## 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名   | 住 所             |
|-----|-------|-----------------|
| 理 事 | 東 光 義 | 都城市高崎町江平2405番地1 |

(任期：令和4年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名   | 住 所              |
|-----|-------|------------------|
| 理 事 | 東 明 義 | 都城市高崎町大牟田1804番地1 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東岸寺土地改良区(高千穂町)の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 変更前

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 監 事 | 馬 原 寿 昭 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4760番地 |

## 2 変更後

| 役 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 監 事 | 馬 原 寿 昭 | 西臼杵郡高千穂町岩戸4656番地3 |

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 地 区 名 | 市町村名 | 事 業 名              | 完了年月日     |
|-------|------|--------------------|-----------|
| 中山・花見 | 宮崎市  | 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 | 令和2年3月23日 |

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- 購入物品及び数量 小型実習艇 1隻
- 購入物品の特質等 入札説明書による。
- 納入期限 令和4年3月25日
- 納入場所 宮崎港
- 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者であること。
  - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年7月5日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年5月31日から令和3年6月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。  
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 期間 令和3年5月31日から令和3年7月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
  - (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 交付期間 令和3年5月31日から令和3年7月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
  - (2) 提出期限 令和3年7月12日午後2時（送付にあっては、令和3年7月9日午後5時必着）
  - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
  - (2) 日時 令和3年7月12日午後2時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

- 9 入札の無効に関する事項  
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of goods and/ or services required: Small Fishing Boat x1
  - (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 12 July, 2021
  - (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

## 公安委員会規則

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。  
令和3年5月31日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

### 宮崎県公安委員会規則第4号

#### 宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条及び第7条の規定、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定並びに宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、宮崎県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 宮崎県公安委員会、宮崎県警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(手続等の告示)

第3条 公安委員会等は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項その他公安委員会等が必要と認める事項を告示するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会等が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の手続)

第5条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、法令又は公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

4 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第2項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会等が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(処分通知等の手続)

第8条 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(署名等に代わる措置)

第9条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第5条第3項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

## 公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程をここに公表する。

令和3年5月31日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

## 宮崎県公安委員会告示第50号

## 宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

（趣旨）

第1条 この告示は、宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年宮崎県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づく手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象となる手続等）

第2条 規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。

（申請等に係る電子計算機の技術的基準）

第3条 規則第4条に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（申請等に関し公安委員会等が定める措置等）

第4条 公安委員会等は、規則第5条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

2 規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワнтаイムURL」という。）を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

3 規則第6条の場合において、規則第5条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

4 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第5条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

（処分通知等に係る電子計算機の技術的基準）

第5条 規則第7条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。



別表第 1 (第 2 条関係)

| 法令等   | 規定                     |
|---|------------------------|
| 道路交通法 (昭和35年法律第 105号)                             | 第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項 |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第 145号)                | 第 4 条第 1 項             |
| 警備業法 (昭和47年法律第 117号)                              | 第16条第 2 項及び第 3 項       |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号) | 第17条第 1 項              |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号)     | 第 5 条第 1 項             |

別表第 2（第 4 条第 2 項、第 4 項関係）

| 法令等  | 規定                     |
|--|------------------------|
| 道路交通法（昭和35年法律第 105号）                             | 第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項 |
| 警備業法（昭和47年法律第 117号）                              | 第16条第 2 項及び第 3 項       |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号） | 第17条第 1 項              |

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和3年5月31日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

| 種 別    | 級   | 実 施 日 時                       |
|--------|-----|-------------------------------|
| 交通誘導警備 | 1 級 | 令和3年9月3日（金）午前9時30分から午後5時頃までの間 |
|        | 2 級 | 令和3年9月2日（木）午前9時30分から午後5時頃までの間 |

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

## 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

## 3 定員

各30人（受付先着順とする。）

## 4 受検資格

## (1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

## (2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

令和3年6月21日（月）から7月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身

像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受検資格認定書（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）を行うこと。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|